

参 考 資 料

第八次千葉県障害者計画 取組の方向性担当課一覧

取組の方向性 施策番号	部局庁	担当課
1 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現		
(1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備		
1-(1)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(1)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(1)-③	健康福祉部	障害者福祉推進課
1-(1)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(1)-⑤	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(1)-⑥	健康福祉部	障害福祉事業課
(2) 日中活動の場の充実		
1-(2)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(2)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(2)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
(3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実		
1-(3)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(3)-②	健康福祉部	障害者福祉推進課
1-(3)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(3)-③	健康福祉部	障害者福祉推進課
1-(3)-④	健康福祉部	障害者福祉推進課
1-(3)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(3)-⑤	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(3)-⑥	健康福祉部	健康福祉指導課
1-(3)-⑥	健康福祉部	障害者福祉推進課
1-(3)-⑥	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(3)-⑦	健康福祉部	健康福祉指導課
1-(3)-⑧	健康福祉部	健康福祉指導課
(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活の支援		
1-(4)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(4)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(4)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用		
1-(5)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(5)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(5)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(5)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
(6) 千葉リハビリテーションセンターの運営		
1-(6)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(6)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(6)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(6)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(6)-⑤	健康福祉部	障害福祉事業課
1-(6)-⑥	健康福祉部	障害福祉事業課
2 精神障害のある人の地域生活の推進		
(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
2-(1)-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(1)-②	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(1)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
2-(1)-③	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(1)-④	健康福祉部	障害者福祉推進課

取組の方向性 施策番号	部局庁	担当課
2-(1)-⑤	健康福祉部	障害福祉事業課
2-(1)-⑥	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(1)-⑦	県土整備部	住宅課
2-(1)-⑧	県土整備部	住宅課
2-(1)-⑨	健康福祉部	障害福祉事業課
2-(1)-⑩	健康福祉部	障害福祉事業課
2-(1)-⑩	商工労働部	産業人材課
2-(1)-⑪	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(1)-⑫	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(1)-⑬	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(1)-⑭	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(1)-⑮	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(1)-⑯	健康福祉部	障害者福祉推進課
(2) 精神科救急医療体制の充実		
2-(2)-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(2)-②	健康福祉部	障害者福祉推進課
(3) 理解促進・普及啓発の推進		
2-(3)-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(3)-②	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(3)-③	健康福祉部	障害者福祉推進課
2-(3)-④	健康福祉部	障害者福祉推進課

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

(1) 障害のある人への理解の促進		
3-(1)-①	健康福祉部	健康福祉政策課
3-(1)-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(1)-②	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(1)-③	環境生活部	生涯スポーツ振興課
3-(1)-④	環境生活部	文化振興課
3-(1)-⑤	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(1)-⑥	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(1)-⑦	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(1)-⑧	健康福祉部	障害者福祉推進課
(2) 子どもたちへの福祉教育の推進		
3-(2)-①	健康福祉部	健康福祉指導課
3-(2)-②	健康福祉部	健康福祉指導課
3-(2)-③	教育庁	学習指導課
3-(2)-③	教育庁	特別支援教育課
3-(2)-④	教育庁	児童生徒安全課
3-(2)-⑤	健康福祉部	健康づくり支援課
3-(2)-⑥	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(2)-⑥	教育庁	教育総務課
(3) 地域における権利擁護体制の構築		
3-(3)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
3-(3)-②	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(3)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
3-(3)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
3-(3)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
3-(3)-⑤	健康福祉部	障害福祉事業課
3-(3)-⑥	健康福祉部	障害福祉事業課
3-(3)-⑦	健康福祉部	健康福祉指導課

取組の方向性 施策番号	部局庁	担当課
3-(3)-⑧	健康福祉部	健康福祉指導課
3-(3)-⑨	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(3)-⑩	健康福祉部	障害者福祉推進課
(4) 地域における相談支援体制の充実		
3-(4)-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(4)-②	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(4)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
3-(4)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
3-(4)-⑤	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(4)-⑥	健康福祉部	障害福祉事業課
(5) 手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進		
3-(5)-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(5)-②	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(5)-③	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(5)-④	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(5)-⑤	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(5)-⑥	健康福祉部	障害者福祉推進課
(6) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発		
3-(6)-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(6)-②	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(6)-③	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(6)-④	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(6)-⑤	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(6)-⑥	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(6)-⑦	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(6)-⑧	防災危機管理部	危機管理政策課
3-(6)-⑨	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(6)-⑩	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(6)-⑪	健康福祉部	障害者福祉推進課
3-(6)-⑫	総務部	市町村課
3-(6)-⑬	総合企画部	報道広報課

4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

(1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実		
4-(1)-①	健康福祉部	児童家庭課
4-(1)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(1)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(1)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(1)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
(2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化		
4-(2)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(2)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(2)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(2)-③	健康福祉部	医療整備課
4-(2)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(2)-⑤	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(2)-⑥	健康福祉部	障害福祉事業課
(3) 地域における相談支援体制の充実		
4-(3)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(3)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(3)-③	健康福祉部	障害福祉事業課

取組の方向性 施策番号	部局庁	担当課
(4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実		
4-(4)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(4)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(4)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(4)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(4)-⑤	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(4)-⑥	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(4)-⑦	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(4)-⑧	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(4)-⑨	健康福祉部	子育て支援課
4-(4)-⑨	健康福祉部	障害福祉事業課
(5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実		
4-(5)-①	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-②	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-③	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-④	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-⑤	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-⑥	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-⑦	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-⑧	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-⑨	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-⑩	教育庁	児童生徒安全課
4-(5)-⑪	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-⑫	教育庁	学習指導課
4-(5)-⑬	教育庁	教育施設課
4-(5)-⑬	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-⑭	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-⑮	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-⑯	健康福祉部	子育て支援課
4-(5)-⑯	教育庁	特別支援教育課
4-(5)-⑰	健康福祉部	障害福祉事業課
(6) 難聴児の支援		
4-(6)-①	健康福祉部	児童家庭課
4-(6)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
4-(6)-②	教育庁	特別支援教育課
4-(6)-③	教育庁	特別支援教育課
4-(6)-④	教育庁	特別支援教育課
4-(6)-⑤	健康福祉部	障害者福祉推進課
5 障害のある人の相談支援体制の充実		
(1) 地域における相談支援体制の充実		
5-(1)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(1)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(1)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(1)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(1)-⑤	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(1)-⑥	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(1)-⑦	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(1)-⑧	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(1)-⑨	健康福祉部	障害者福祉推進課
5-(1)-⑩	健康福祉部	健康福祉指導課

取組の方向性 施策番号	部局庁	担当課
5-(1)-⑪	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(1)-⑫	健康福祉部	健康福祉指導課
5-(1)-⑬	健康福祉部	健康福祉指導課
5-(1)-⑭	健康福祉部	障害福祉事業課
(2) 地域における相談支援従事者研修の充実		
5-(2)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(2)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(2)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(2)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(2)-⑤	健康福祉部	障害福祉事業課
(3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化		
5-(3)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(3)-②【4-(4)-②再掲】	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(3)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(3)-④【4-(4)-④再掲】	健康福祉部	障害福祉事業課
5-(3)-⑤【4-(3)-②再掲】	健康福祉部	障害福祉事業課
6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実		
(1) 就労支援・定着支援の体制強化		
6-(1)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(1)-①	商工労働部	産業人材課
6-(1)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(1)-③【2-(1)-⑩再掲】	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(1)-④	商工労働部	産業人材課
6-(1)-⑤	総務部	人事課
6-(1)-⑤	総務部	管財課
6-(1)-⑤	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(1)-⑤	商工労働部	産業人材課
6-(1)-⑤	県土整備部	建設・不動産業課
6-(1)-⑤	企業局管理部	総務企画課
6-(1)-⑤	病院局	経営管理課
6-(1)-⑤	教育庁	教育総務課
6-(1)-⑤	警察本部	警務部警務課
(2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化		
6-(2)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(2)-①	商工労働部	産業人材課
6-(2)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
(3) 障害のある人を雇用する企業等への支援		
6-(3)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(3)-①	商工労働部	産業人材課
6-(3)-②	商工労働部	産業人材課
(4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化		
6-(4)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(4)-②【6-(2)-②再掲】	健康福祉部	障害福祉事業課
(5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の工賃(賃金)向上への取組の推進		
6-(5)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(5)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(5)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(5)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(5)-⑤	健康福祉部	障害福祉事業課

取組の方向性 施策番号	部局庁	担当課
(6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援		
6-(6)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(6)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(6)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(6)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
6-(6)-④	商工労働部	産業人材課
7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実		
(1) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進		
7-(1)-①【5-(1)-⑧再掲】	健康福祉部	障害福祉事業課
7-(1)-②【4-(3)-②再掲】	健康福祉部	障害福祉事業課
7-(1)-③【5-(1)-⑨再掲】	健康福祉部	障害者福祉推進課
(2) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進		
7-(2)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
7-(2)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
(3) 重度・重複障害のある人の負担軽減の推進		
7-(3)-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
(4) ひきこもりに関する支援の推進		
7-(4)-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
7-(4)-②	環境生活部	県民生活課
7-(4)-③	健康福祉部	障害者福祉推進課
(5) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進		
7-(5)-①【5-(1)-⑫再掲】	健康福祉部	健康福祉指導課
7-(5)-②【5-(1)-⑬再掲】	健康福祉部	健康福祉指導課
7-(5)-③	健康福祉部	障害者福祉推進課
8 様々な視点から取り組むべき事項		
(1) 人材の確保・定着		
8-(1)-①	健康福祉部	健康福祉指導課
8-(1)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
8-(1)-②	健康福祉部	健康福祉指導課
8-(1)-③	健康福祉部	健康福祉指導課
8-(1)-④	健康福祉部	医療整備課
8-(1)-⑤	健康福祉部	健康づくり支援課
8-(1)-⑥	健康福祉部	障害福祉事業課
(2) 高齢期に向けた支援		
8-(2)-①	健康福祉部	高齢者福祉課
8-(2)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
8-(2)-②	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(2)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
8-(2)-③	健康福祉部	高齢者福祉課
8-(2)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
8-(2)-④	健康福祉部	障害福祉事業課
(3) 保健と医療に関する支援		
8-(3)-①	健康福祉部	障害福祉事業課
8-(3)-②	健康福祉部	障害福祉事業課
8-(3)-③	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(3)-④	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(3)-⑤	健康福祉部	疾病対策課
8-(3)-⑥	健康福祉部	疾病対策課
8-(3)-⑦	健康福祉部	疾病対策課

取組の方向性 施策番号	部局庁	担当課
8-(3)-⑧	健康福祉部	疾病対策課
8-(3)-⑨	健康福祉部	疾病対策課
8-(3)-⑩	健康福祉部	医療整備課
8-(3)-⑪	健康福祉部	健康づくり支援課
8-(3)-⑫【2-(3)-④再掲】	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(3)-⑬	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(3)-⑭	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(3)-⑮	健康福祉部	健康づくり支援課
8-(3)-⑯	健康福祉部	障害福祉事業課
(4) スポーツと文化芸術活動に対する支援		
8-(4)-①	環境生活部	生涯スポーツ振興課
8-(4)-②	環境生活部	競技スポーツ振興課
8-(4)-③	環境生活部	生涯スポーツ振興課
8-(4)-④	環境生活部	生涯スポーツ振興課
8-(4)-④	環境生活部	競技スポーツ振興課
8-(4)-⑤	環境生活部	生涯スポーツ振興課
8-(4)-⑥	環境生活部	生涯スポーツ振興課
8-(4)-⑥	環境生活部	競技スポーツ振興課
8-(4)-⑥	教育庁	特別支援教育課
8-(4)-⑦	教育庁	特別支援教育課
8-(4)-⑧	環境生活部	生涯スポーツ振興課
8-(4)-⑨	環境生活部	文化振興課
8-(4)-⑩	環境生活部	文化振興課
8-(4)-⑩	教育庁	特別支援教育課
8-(4)-⑪	環境生活部	文化振興課
8-(4)-⑫	教育庁	生涯学習課
8-(4)-⑬	教育庁	生涯学習課
8-(4)-⑭	健康福祉部	障害者福祉推進課
(5) 住まいとまちづくりに関する支援		
○公共施設等のバリアフリー化		
8-(5)-公-①	総務部	資産経営課
8-(5)-公-①	総務部	管財課
8-(5)-公-①	健康福祉部	健康福祉指導課
8-(5)-公-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(5)-公-①	県土整備部	公園緑地課
8-(5)-公-①	県土整備部	建築指導課
8-(5)-公-①	教育庁	教育施設課
8-(5)-公-②	県土整備部	都市計画課
8-(5)-公-②	県土整備部	建築指導課
8-(5)-公-③	総合企画部	交通計画課
8-(5)-公-④	警察本部	交通部交通規制課
8-(5)-公-⑤	県土整備部	道路環境課
8-(5)-公-⑥	警察本部	交通部交通規制課
8-(5)-公-⑦	県土整備部	河川整備課
○住まいのバリアフリー化		
8-(5)-住-①	県土整備部	住宅課
8-(5)-住-②	県土整備部	住宅課
○心のバリアフリー		
8-(5)-心-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(5)-心-②	総務部	人事課

取組の方向性 施策番号	部局庁	担当課
8-(5)-心-③	健康福祉部	健康福祉指導課
○公営住宅の供給と民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進		
8-(5)-入-①【2-(1)-⑦再掲】	県土整備部	住宅課
8-(5)-入-②【2-(1)-⑧再掲】	県土整備部	住宅課
○公共交通機関等の利用の促進		
8-(5)-交-①	健康福祉部	障害者福祉推進課
(6) 暮らしの安全・安心に関する支援		
8-(6)-①	防災危機管理部	危機管理政策課
8-(6)-②	防災危機管理部	危機管理政策課
8-(6)-③	防災危機管理部	危機管理政策課
8-(6)-③	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(6)-③	健康福祉部	障害福祉事業課
8-(6)-④	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(6)-⑤	防災危機管理部	防災対策課
8-(6)-⑤	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(6)-⑥	教育庁	特別支援教育課
8-(6)-⑦	健康福祉部	健康福祉指導課
8-(6)-⑦	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(6)-⑦	健康福祉部	医療整備課
8-(6)-⑧	健康福祉部	健康福祉政策課
8-(6)-⑧	健康福祉部	健康福祉指導課
8-(6)-⑧	健康福祉部	障害福祉事業課
8-(6)-⑧	県土整備部	河川環境課
8-(6)-⑨	防災危機管理部	消防課
8-(6)-⑨	健康福祉部	障害福祉事業課
8-(6)-⑩	県土整備部	河川整備課
8-(6)-⑪	健康福祉部	障害福祉事業課
8-(6)-⑫	健康福祉部	障害者福祉推進課
8-(6)-⑫	警察本部	地域部通信指令課
8-(6)-⑬	警察本部	生活安全部生活安全総務課
8-(6)-⑬	警察本部	生活安全部人身安全対策課
8-(6)-⑭	環境生活部	くらし安全推進課
8-(6)-⑮	警察本部	生活安全部生活安全総務課
8-(6)-⑯	防災危機管理部	消防課
8-(6)-⑰	防災危機管理部	消防課
8-(6)-⑱	警察本部	警務部教養課
8-(6)-⑲	警察本部	刑事部刑事総務課
8-(6)-⑳	健康福祉部	健康福祉指導課
8-(6)-⑳	環境生活部	くらし安全推進課
8-(6)-⑳	教育庁	特別支援教育課
(7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知		
8-(7)-①	健康福祉部	障害者福祉推進課

第八次千葉県障害者計画 数値目標一覧

No.	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度	担当課
1 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現						
1	1-1 グループホーム等の定員(人)	10,410	-	-	15,000	障害福祉事業課
2	1-2 施設入所者の地域生活への移行者数(人)	87	66	66	66	障害福祉事業課
3	1-3 施設入所者数(人)	4,355	-	-	4,355	障害福祉事業課
4	1-4 地域生活支援拠点等が整備されている市町村数(市町村) ※共同設置を含む	28	40	45	54	障害福祉事業課
5	1-5 地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数(人)	-	20	24	27	障害福祉事業課
6	1-6 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討を実施した市町村数(市町村) ※整備済み市町村のみ対象	28	35	40	45	障害福祉事業課
7	1-7 障害福祉サービス事業所に対する指導監査結果の市町村との共有回数(回)	0	1	1	1	障害福祉事業課
8	1-8 地域活動支援センター設置市町村数(市町村) ※共同設置を含む	53	54	54	54	障害福祉事業課
9	1-9 日常生活自立支援事業利用者数(人)	1,701	1,752	1,832	1,912	健康福祉指導課
10	1-10 短期入所事業所数(箇所)	315	365	390	415	障害福祉事業課
11	1-11 「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数(人)	138	170	186	202	障害福祉事業課
12	1-12 指定障害者支援施設の必要定員総数(人)	4,581	-	-	4,541	障害福祉事業課
13	1-13 地域生活支援拠点等が整備されている市町村数(市町村) ※共同設置を含む【1-4再掲】	28	40	45	54	障害福祉事業課
2 精神障害のある人の地域生活の推進						
14	2-1 千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院の指定数(箇所)	24	25	26	27	障害者福祉推進課
15	2-2 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数(日)	330.0 (R1)	330.4	330.8	331.2	障害者福祉推進課
16	2-3 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数(人)	3,924	3,512	3,100	2,687	障害者福祉推進課
17	2-4 精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数(人)	2,536	2,348	2,160	1,972	障害者福祉推進課
18	2-5 精神病床における3か月時点の早期退院率(%)	67.2 (R1)	70	70	70	障害者福祉推進課
19	2-6 精神病床における6か月時点の早期退院率(%)	81.6 (R1)	84	85	86	障害者福祉推進課
20	2-7 精神病床における1年時点の早期退院率(%)	88.4 (R1)	90	91	92	障害者福祉推進課
21	2-8 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況(箇所)	44	46	50	54	障害者福祉推進課
22	2-9 協議の場の1年間の開催回数(回)	83	86	88	90	障害者福祉推進課
23	2-10 協議の場における参加者数(人)	-	1,290	1,320	1,350	障害者福祉推進課
24	2-11 協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)	16	16	17	18	障害者福祉推進課
25	2-12 精神病床における退院患者の退院後の行き先(在宅)(人)	541	541	541	541	障害者福祉推進課
26	2-13 精神病床における退院患者の退院後の行き先(障害者施設等)(人)	69	69	69	69	障害者福祉推進課
27	2-14 精神病床における退院患者の退院後の行き先(介護施設)(人)	80	80	80	80	障害者福祉推進課
28	2-15 地域移行・地域定着推進に関する会議への参加件数(件)	-	26	26	26	障害者福祉推進課
29	2-16 地域移行・地域生活支援事業のピアサポーター活動箇所数(箇所)	9	11	13	15	障害者福祉推進課
3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進						
30	3-1 共生社会という考え方を知っている県民の割合(%)	38.2	-	-	50	障害者福祉推進課
31	3-2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知・啓発活動の回数(回)	3,979	2,000	2,000	2,000	障害者福祉推進課

No.	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度	担当課
32	3-3 福祉教育推進員養成研修の修了者数(人)	51	40	40	40	健康福祉指導課
33	3-4 虐待防止アドバイザー派遣数(回)	12	17	17	17	障害福祉事業課
34	3-5 職員対応要領を策定した市町村数(市町村)	48	50	52	54	障害者福祉推進課
35	3-6 成年後見制度利用促進基本計画を策定した市町村数(市町村)	-	54	54	54	健康福祉指導課
36	3-7 障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数(市町村) ※共同設置を含む	50	52	54	54	障害者福祉推進課
37	点訳・朗読奉仕員の養成人数					障害者福祉推進課
	3-8 点訳奉仕員の養成人数(人)	24	25	25	25	障害者福祉推進課
	朗読奉仕員の養成人数(人)	20	25	25	25	障害者福祉推進課
38	3-9 手話通訳者実養成講習修了者数(人)	37	60	60	60	障害者福祉推進課
39	3-10 要約筆記者実養成講習修了者数(人)	5	20	20	20	障害者福祉推進課
40	3-11 盲ろう者向け通訳・介助員実養成講習修了者数(人)	14	20	20	20	障害者福祉推進課
41	3-12 手話通訳者・要約筆記者派遣実利用件数(件)	388	398	408	417	障害者福祉推進課
42	3-13 盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用件数(件)	1,675	1,700	1,725	1,749	障害者福祉推進課
43	3-14 失語症者向け意思疎通支援者実養成講習修了者数(人)	25	30	30	30	障害者福祉推進課
4 障害のある子どもの療育支援体制の充実						
44	4-1 児童発達支援事業所数(箇所)	690	856	939	1,022	障害福祉事業課
45	4-2 放課後等デイサービス事業所数(箇所)	951	1,139	1,233	1,327	障害福祉事業課
46	4-3 保育所等訪問支援事業所数(箇所)	132	182	207	232	障害福祉事業課
47	4-4 児童発達支援センター設置市町村数(市町村) ※共同設置を含む	34	-	-	54	障害福祉事業課
48	4-5 短期入所事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)(箇所)	164	194	209	224	障害福祉事業課
49	4-6 医療型短期入所事業所数(箇所)	12	増加を 目指します	増加を 目指します	増加を 目指します	障害福祉事業課
50	4-7 居宅介護事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)(箇所)	842	860	880	900	障害福祉事業課
51	4-8 障害児等療育支援事業実施箇所数(箇所)	55	56	56	56	障害福祉事業課
52	4-9 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数(市町村) ※共同設置を含む	31	-	-	54	障害福祉事業課
53	4-10 障害児入所施設数(箇所)	17	17	18	18	障害福祉事業課
54	4-11 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数(箇所)	36	-	-	40	障害福祉事業課
55	4-12 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数(箇所)	44	-	-	49	障害福祉事業課
56	4-13 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数(人)	2	3	3	3	障害福祉事業課
57	4-14 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人) ※共同配置を含む	35	65	71	77	障害福祉事業課
58	4-15 福祉型障害児入所施設入所定員(人)	268	268	288	288	障害福祉事業課
59	4-16 医療型障害児入所施設入所定員(人)	588	増加を 目指します	増加を 目指します	増加を 目指します	障害福祉事業課
60	4-17 幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の指導計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の指導計画が引継ぎに活用された児童等の割合(%)	73.2	84	87	90	特別支援教育課
61	4-18 幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の教育支援計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が引継ぎに活用された児童等の割合(%)	70.9	83	86	90	特別支援教育課
62	4-19 特別支援教育に関する校内研修実施率(%)	-	89	92	95	特別支援教育課

No.	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度	担当課
63	4-20 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率(%)	93.7	増加を目指します	増加を目指します	増加を目指します	特別支援教育課
5 障害のある人の相談支援体制の充実						
64	5-1 計画相談支援従事者数(人)	1,368	1,650	1,800	2,000	障害福祉事業課
65	5-2 特定相談支援事業所所在市町村数(市町村)	48	54	54	54	障害福祉事業課
66	5-3 一般相談支援事業所所在市町村数(市町村)	35	45	50	54	障害福祉事業課
67	5-4 基幹相談支援センター設置市町村数(市町村) ※共同設置を含む	39	45	50	54	障害福祉事業課
68	5-5 発達障害者支援センター相談件数(地域相談支援機関での相談を含む)(件)	14,153	16,000	16,000	16,000	障害福祉事業課
69	5-6 発達障害者支援地域協議会の開催回数(回)	1	3	3	3	障害福祉事業課
70	5-7 ピアサポートの活動への参加人数(人)	1,030	1,400	1,600	1,800	障害福祉事業課
71	5-8 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数(件)	878	900	900	900	障害福祉事業課
72	5-9 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数(件)	529	600	600	600	障害福祉事業課
73	発達障害者支援センター運営事業					障害福祉事業課
	5-10	実施箇所数(箇所)	3	3	3	障害福祉事業課
		実利用者数(人)	2,231	2,300	2,400	障害福祉事業課
		研修等受講者数(人)	6,673	7,000	8,000	障害福祉事業課
74	千葉県相談支援アドバイザー派遣事業					障害福祉事業課
	5-11	アドバイザー配置数(人)	43	45	45	障害福祉事業課
		アドバイザー派遣件数(件)	10	15	15	障害福祉事業課
75	5-12	計画相談支援従事者数(人)【5-1再掲】	1,368	1,650	1,800	障害福祉事業課
76	5-13	相談支援専門員の養成数(人)	318	600	600	障害福祉事業課
77	相談支援専門コース別研修事業					障害福祉事業課
	5-14	受講者数(人)	135	400	440	障害福祉事業課
		研修開催回数(回)	2	5	5	障害福祉事業課
78	5-15	相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数(人)	2,867	3,000	3,000	障害福祉事業課
79	相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修					障害福祉事業課
	5-16	修了者数(人)	0	60	60	障害福祉事業課
		実施回数(回)	0	1	1	障害福祉事業課
80	5-17	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人) ※共同配置を含む【4-14再掲】	35	65	71	障害福祉事業課
81	5-18	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)(人)	89	110	110	障害福祉事業課
82	5-19	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)(人)	63	80	90	障害福祉事業課
83	5-20	ペアレントメンターの登録者数(人)	59	88	100	障害福祉事業課
6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実						
84	6-1	就労移行支援事業の利用者数(人)	3,559	3,915	4,093	障害福祉事業課
85	6-2	障害者テクノスクール修了者の就職率(%)	65.8	80	80	産業人材課
86	6-3	従業員40.0人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数(人)	-	14,350	15,550	産業人材課

No.		項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度	担当課
87	6-4	従業員40.0人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数(人)	-	3,670	4,300	5,040	産業人材課
88	6-5	障害者雇用率を達成した公的機関の割合(%)	77.4	100	100	100	産業人材課
89	6-6	福祉施設利用者の一般就労への移行者数(人)	1,344	1,452	1,506	1,560	障害福祉事業課
90	6-7	就労移行支援事業の一般就労への移行者数(人)	992	1,066	1,103	1,140	障害福祉事業課
91	6-8	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合(%)	-	-	-	50	障害福祉事業課
92	6-9	就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数(人)	211	243	259	275	障害福祉事業課
93	6-10	就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数(人)	109	129	139	149	障害福祉事業課
94	6-11	就労定着支援事業利用者数(人)	1,191	1,597	1,800	2,000	障害福祉事業課
95	6-12	就労定着支援事業所のうち、利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の事業所の割合(%)	-	-	-	25	障害福祉事業課
96	6-13	就労支援部会の設置市町村数(市町村) ※共同設置を含む	50	52	53	54	障害福祉事業課
97	6-14	障害者委託訓練修了者の就職率(%)	32.5	55	55	55	産業人材課
98	6-15	福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数(人)	2,017	2,263	2,386	2,509	障害福祉事業課
99	6-16	福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数(人)	528	610	646	682	障害福祉事業課
100	6-17	公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数(人)	546	630	672	714	障害福祉事業課
101	6-18	障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数(件)	558	618	648	678	障害福祉事業課
102	6-19	障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害のある人の就職者の職場定着率(%)	77.5	78.3	78.7	79.1	障害福祉事業課
103	6-20	障害者就業・生活支援センター事業実利用者数(人)	12,800	13,906	14,459	15,012	障害福祉事業課
104	6-21	企業支援員の支援企業数(社)	7,421	8,300	8,700	9,100	産業人材課
105	6-22	従業員40.0人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数(人)【6-3再掲】	-	14,350	15,550	16,740	産業人材課
106	6-23	従業員40.0人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数(人)【6-4再掲】	-	3,670	4,300	5,040	産業人材課
107	6-24	ネットワーク構築のための会議を開催した圏域数(箇所)	16	16	16	16	障害福祉事業課
108	6-25	就労継続支援A型事業所が条例の基準を満たしている割合(%)	57.5	100	100	100	障害福祉事業課
109	6-26	県内官公需実績(県及び市町村)					障害福祉事業課
		県					
		発注件数(件)	237	288	313	339	障害福祉事業課
		発注金額(千円)	22,782	27,642	30,072	32,502	障害福祉事業課
		市町村					
	発注件数(件)	903	1,048	1,193	1,338	障害福祉事業課	
	発注金額(千円)	198,502	240,848	262,023	283,196	障害福祉事業課	
110	6-27	就労継続支援B型事業所の平均工賃月額(円)	15,371	16,185	16,592	17,000	障害福祉事業課
7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実							
111	7-1	発達障害者支援センター相談件数(地域相談支援機関での相談を含む)(件)【5-5再掲】	14,153	16,000	16,000	16,000	障害福祉事業課
112	7-2	発達障害者支援地域協議会の開催回数(回)【5-6再掲】	1	3	3	3	障害福祉事業課
113	7-3	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数(件)【5-8再掲】	878	900	900	900	障害福祉事業課
114	7-4	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数(件)【5-9再掲】	529	600	600	600	障害福祉事業課

No.	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度	担当課
115	発達障害者支援センター運営事業【5-10再掲】					障害福祉事業課
	7-5 実施箇所数(箇所)	3	3	3	3	障害福祉事業課
	実利用者数(人)	2,231	2,300	2,400	2,500	障害福祉事業課
	研修等受講者数(人)	6,673	7,000	7,500	8,000	障害福祉事業課
116	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)(人)【5-18再掲】	89	110	110	110	障害福祉事業課
117	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)(人)【5-19再掲】	63	80	90	100	障害福祉事業課
118	ペアレントメンターの登録者数(人)【5-20再掲】	59	88	88	100	障害福祉事業課
119	ピアサポートの活動への参加人数(人)【5-7再掲】	1,030	1,400	1,600	1,800	障害福祉事業課
120	医療的ケアが行える短期入所事業所数(箇所)	26	32	35	38	障害福祉事業課
8 様々な視点から取り組むべき事項						
121	重度訪問介護従事者の養成(強度行動障害を除く)					障害福祉事業課
	8-1 養成人数(人)	121	130	140	150	障害福祉事業課
	研修回数(回)	27	30	35	40	障害福祉事業課
122	同行援護従事者の養成					障害福祉事業課
	8-2 養成人数(人)	407	450	475	500	障害福祉事業課
	研修回数(回)	34	30	35	40	障害福祉事業課
123	強度行動障害支援者の養成					障害福祉事業課
	8-3 養成人数(人)	1,291	1,300	1,400	1,500	障害福祉事業課
	研修回数(回)	55	55	60	65	障害福祉事業課
124	医師及び看護師の確保定着					医療整備課
	8-4 医師修学資金の貸付けを受けた医師数(人)	230	325	375	435	医療整備課
	看護職員の養成所等卒業生の県内就業率(%)	63.1	66.2	66.2	66.2	医療整備課
	看護職員の離職率(%)	12.8 (※直近5年(H29～R3)平均値)	11.1	11.1	11.1	医療整備課
125	8-5 福祉・介護人材確保対策事業の事業数(件)	148	150	150	150	健康福祉指導課
126	8-6 相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数(人)【5-15再掲】	2,867	3,000	3,000	3,000	障害福祉事業課
127	相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修【5-16再掲】					障害福祉事業課
	8-7 修了者数(人)	0	60	60	60	障害福祉事業課
	実施回数(回)	0	1	1	1	障害福祉事業課
128	8-8 障害者支援施設及び障害児入所施設の歯科健診実施率(%)	77	90	95	100	障害福祉事業課
129	8-9 バラスポーツの指導者数(人)	812	増加を 目指します	増加を 目指します	増加を 目指します	生涯スポーツ振興課
130	多機能トイレが整備されている県立公園					公園緑地課
	8-10 公園数(箇所)	14	14	14	14	公園緑地課
	整備率(%)	93	93	93	93	公園緑地課

No.		項目	4年度 実績	6年度	7年度	8年度	担当課
131	8-11	主要駅のエレベーター等の設置による段差解消割合(%)	99.5	99.5	99.5	99.5	交通計画課
132	8-12	県営住宅のうちバリアフリー化された住宅数(戸)	5,278	5,418	5,526	5,634	住宅課
133	8-13	障害のある人等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅登録戸数(戸)	38,975	増加を 目指します	増加を 目指します	増加を 目指します	住宅課
134	8-14	個別避難計画を作成した市町村数(市町村)	33	44	49	54	危機管理政策課
135	8-15	日常生活自立支援事業利用者数(人)【1-9再掲】	1,701	1,752	1,832	1,912	健康福祉指導課

用語説明

英数字

◇DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

災害派遣医療チームの略称。大災害などが起こった場合に、災害発生後のおおむね48時間以内の初期段階で、いち早く被災地に駆けつけて急性期の医療救護活動を行う医療チーム。

◇DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)

災害派遣精神医療チームの略称。災害発生時、被災地においては精神保健医療機能が低下し、又災害ストレスにより新たな精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が拡大する。DPAT は、このような被災地において精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、専門的な研修・訓練を受けている。

◇DWAT (Disaster Welfare Assistance Team)

福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害時、避難所等において要配慮者を支援するチーム。

◇FAX110番

聴覚に障害のある人のために設置されている警察へのファックス番号となり、電話ではなくファックスで用件を伝えることができる。

◇FAX119番

聴覚や言語に障害のある人など、音声(言葉)での通報が困難な場合に、ファックスで119番通報(火災の通報や救急車の要請など)ができる。

◇ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術の略。

◇Net119

聴覚や言語機能に障害のある人が、スマートフォン等により、音声によらず119番通報をするシステム。

◇NICU (Neonatal Intensive Care Unit)

新生児(特定)集中治療室の略称。早産や低体重、先天性の障害などにより集中治療を必要とする新生児のために、保育器、人工呼吸器、微量輸液ポンプ、呼吸管理モニターなどの機器を備え、主として新生児医療を専門とするスタッフが24時間体制で治療を行う室。

◇110番アプリシステム

聴覚に障害のある人など、音声による110番通報が困難な人が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報するシステム。

【50音】

あ行

◇アウトリーチ

医療・福祉関係者が直接出向いて心理的ケアとともに必要とされる支援に取り組むこと。

◇アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

◇アスペルガー症候群

→ 発達障害を参照

◇一般就労

雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態を指す。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。

◇オストメイト

病気や事故等により、お腹に排せつのためのストーマ(人工肛門・人工膀胱)を造設した人のこと。

か行

◇基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援(身体障害、知的障害、精神障害)、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う施設。市町村又は市町村から委託を受けた団体が設置できる。

◇企業支援員(障害者雇用アドバイザー)

企業における障害者雇用促進のため、障害者就業・生活支援センターに配置した専門の支援員が、雇用の準備段階から定着までの総合的な支援を行う県の事業。企業の状況等を踏まえて、障害特性に応じた業務の切り出し方法や継続雇用に関する助言などの支援を行う。

◇虐待防止アドバイザー

障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、障害のある人への虐待に対する迅速かつ適切な対応等に資するための市町村等の取組を支援することを目的とした県の事業。市町村や障害関係施設等からの要請に応じ、県から専門的知識を持つアドバイザーを派遣する。

◇共生型サービス

介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法のいずれかに規定する居宅・日中活動系サービスの指定を受けている事業所が、他の2法に規定する当該サービスに相当する居宅・日中活動系サービスの指定を受けやすくする特例を設けたもの。

◇強度行動障害

激しい他害、自傷、多動など、本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため特別に配慮された支援が必要な状態。

◇グループホーム等支援ワーカー

「中核地域生活支援センター」等に委託して実施している県独自の事業。支援ワーカーは、各地域内のグループホームの事業等への相談支援・普及啓発・新規開設支援等を行う。

◇圏域連携コーディネーター

精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識等を有する者で、県からの委託を受け、保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催し、障害保健福祉圏域の市町村、病院及び障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携や、体制整備に向けた調整等を行う。

◇広域専門指導員

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき各圏域で相談活動を統括する。保健所(健康福祉センター)や県障害者相談センターなどの県内16箇所において地域相談員や関係機関と連携して障害者差別に関する相談や事案の解決に当たる。

◇高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害に対する診断・治療・リハビリテーション・社会参加についての相談にワンストップで応じ、必要な支援を行う。

◇行動障害者支援サポーター

行動障害のある利用者の支援について、困難事例を有する地域の事業所からの依頼を受けて事業所を訪問し、実際の利用者を対象に、事業所職員とともに支援方法の検討・助言を行う。サポーターは、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」修了者の中から登録される。

さ行

◇サービス等利用計画

障害のある人の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定める計画。

市町村が障害福祉サービス等の支給を行う際に、指定特定相談支援事業者が作成する。

◇失語症

脳の言語中枢が、脳梗塞等の脳血管疾患や頭部外傷などにより損傷されることによって起こる言語障害。話すことだけでなく、聞いて理解する、読む、書くなど、言語を使用する全ての活動に障害が起こるが、脳の損傷部位や広がりにより、症状や重症度は異なる。

◇児童発達支援センター

施設の有する専門的機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。

◇自閉症

→ 発達障害を参照

◇社会モデル

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起因するものでなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じているという考え方。このような考え方に基づき、障害のある人の活動や社会参加を制限している様々な社会的障壁を取り除くことが重要である。

◇周産期母子医療センター

周産期を対象とした産科と小児科を組み合わせた医療機関。

◇障害者ITサポートセンター

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、①ITに関する利用相談、②ITに関する情報提供、③パソコンボランティアの活動支援、などを行う総合的なサービス提供拠点。

◇障害者週間

毎年12月3日から12月9日までの1週間。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。

◇障害者就業・生活支援センター

障害のある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携して、障害のある人の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者雇用促進法に基づく支援機関。

◇障害者テクノスクール

障害のある人の職業的自立を図るため、就職に必要な技能・知識を習得する職業訓練を行う県の機関。

◇障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン

障害のある人の情報バリアを解消し、知る権利を保障するという観点から、コミュニケーションに障害のある人の情報保障を確保するため、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の取組の一環として、行政の職員などが障害のある人と情報のやり取りをする際にどのような配慮を行うべきか示すため平成21年12月に策定。令和4年5月に施行された障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関する法律の趣旨や社会状況の変化等を踏まえ、令和5年3月に2度目の改訂を行った。

◇職場適応援助者(ジョブコーチ)

障害のある人が職場に適応できるよう、職務遂行や職場内コミュニケーション等の支援を行うほか、事業主に対しても障害特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行う。

◇身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害(視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓)がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳。税の控除・減免やJR運賃の割引等の援護措置を受けることができる。

◇精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。

障害等級	精神障害の状態
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

◇成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されている。

◇相談支援専門員

計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられる職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。

た行

◇地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを、市町村がその地域の実情に応じて柔軟に実施する事業。地域生活支援事業の一種。

◇地域相談員

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、身近な地域で障害者差別に関する相談を行う。相談員の構成は、身体障害者相談員、知的障害者相談員のほか、精神障害のある人の支援を行っている人、人権擁護委員、元学校教員など。令和5年7月現在、約500人が地域相談員となっている。

◇地域相談支援

「地域移行支援」及び「地域定着支援」から成る。

「地域移行支援」とは、障害のある人が新たに地域で生活をする際に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行うことをいう。対象となるのは、①障害者支援施設等に入所している障害のある人、②精神科病院に入院している精神障害のある人及び③矯正施設に入所している障害のある人。

また、「地域定着支援」とは、居宅において单身等の状況で生活する障害のある人について、その人との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などに相談等を行うことをいう。

◇地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

◇地域リハビリテーション広域支援センター

地域におけるリハビリテーション関係機関相互の連携を図るとともに、関係機関への相談、援助、研修等を行う機関。二次保健医療圏ごとに1箇所指定している。

◇千葉県障害者雇用優良事業所(笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス事業)

障害者雇用の理解促進を図るため、障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働きやすい職場づくりに努めている企業・事業所等を「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」として認定し、その取組内容を広く周知する。

◇千葉県障害者就労事業振興センター

障害のある人が住み慣れた地域で豊かに暮らせる社会を実現するため、障害者就労施設の事業の活性化と支援を行い、もって障害者福祉の向上を図ることを目的に設立されたNPO法人。

◇千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院

精神科病院内での地域移行に向けた取組や、地域との連携を行うなど、精神障害者地域移行支援に積極的に取り組んでおり、県が定める要件を満たし、県から指定を受けた精神科病院。

◇千葉県相談支援アドバイザー

地域における相談支援体制整備の推進や市町村協議会の活性化などを目的として、障害者支援に高い見識を有する人等を千葉県相談支援アドバイザーとして登録している。市町村からの依頼に基づき、県がアドバイザーを派遣、助言している。

◇チャレンジド・インフォ・千葉

自治体等による障害者就労施設からの物品・役務の調達を推進するため、施設が提供している製品、受託業務などの作業に関する情報を提供しているインターネットサイト。エリア、製品・作業内容、事業所種別など様々な検索が可能。

◇中核地域生活支援センター

対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に 24 時間・365 日体制で応じるとともに、相談者のニーズを把握し、適切な支援機関へつなぐため、連絡・調整等の必要な活動を行っている本県の独自制度。現在、広域福祉圏域ごとに1箇所、合計 13 箇所設置されている。

◇聴覚障害者情報提供施設

聴覚障害者用字幕(手話)入りDVD等ビデオカセットの製作及び貸出事業を主たる業務とし、併せて手話通訳者及び要約筆記者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業及び聴覚障害のある人に対する相談事業を行う施設。

◇点訳奉仕員

所定の講習を受け、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め、点字の書籍や文書を作成する。

◇特別支援教育コーディネーター

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解の下に、小・中学校等又は特別支援学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る役割を担う者。具体的な役割として、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターは、①学校内の関係者や関係機関との連絡調整、②保護者に対する学校の窓口として機能することが期待されている。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターには、これら①及び②の機能と併せて、③小・中学校等への支援、④地域内の特別支援教育の核として関係機関との連携をより密接にしていくことなど、地域支援の機能が加わっている。

は行

◇発達障害

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。平成17年に発達障害者支援法が施行された際の厚生労働省の通知では、発達障害を ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害(F80-F89)」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)」に含まれる障害であるとしている。例えば下記のような障害が挙げられる。

①広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称。

②自閉症

(1)対人関係の障害、(2)コミュニケーションの障害、(3)限定した常同的な興味、行動及び活動の3つの特徴を持つ。3歳までには何らかの症状が見られる。

③アスペルガー症候群

対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動及び活動をするという特徴は、自閉症と共通しているが、明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。

④学習障害

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。

⑤注意欠陥(欠如)多動性障害(ADHD:Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)

多動性、不注意、衝動性の3つの特徴が見られる。

発達障害では障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされている。近年では、症状の程度や知的な遅れの有無にかかわらず自閉症と同質の障害がある場合、自閉症スペクトラムとして幅広く捉えることもある。

◇発達障害者支援センター(CAS)

発達障害者支援法に基づき自閉症等の特有の発達障害を有する障害のある人及びその家族等を総合的に支援するために設置された支援拠点で、発達障害のある人及びその家族等からの相談に応じるとともに、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担っている。本県では相談窓口を千葉市及び我孫子市の2箇所に設置している。

◇バリアフリー

高齢者や障害のある人の移動や住宅などの出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁にとどまらず、制度的、心理的な社会的障害や情報保障等、広く障害のある人を取り巻く生活全般にわたる障壁(バリア)を取り除く(フリー)ことにも用いられる。

◇ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする人を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。

◇ヒアリンググループ

磁気発生装置と補聴器の併用により聴覚障害のある人を支援する方法。マイクで拾った音声を大きな輪(ループ)にしたコードに流して磁気を発生させ、そのループコードの範囲内であれば、ヒアリンググループ対応の補聴器により音声を聞くことができる。

◇福祉教育推進校

児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の普及・促進を図るため、他のモデルとなる福祉教育を実践する小・中・高等学校を福祉教育推進校として指定して、その活動を支援する。推進校の指定は県社会福祉協議会長の推薦により知事が行い、指定期間は3年間である。

◇福祉的就労

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。

◇福祉避難所

市町村が、災害時に、一般の避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。

◇ペアレントトレーニング

親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身に付けてもらうトレーニング。

◇ペアレントメンター

発達障害のある子どもを育てた経験を持つ親で、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う。

ま行

◇メール110番

聴覚又は言語機能に障害のある人など、電話での通報が困難な場合、携帯電話やパソコンのインターネットを使用して110番通報ができる。

◇メール119番

聴覚等に障害のある人が外出中などで、病気を発症したり火災を発見したりしたときに、自らが携帯電話機、インターネット端末機により救急車や消防車等の出動要請ができるもの。

や行

◇ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物・施設、製品等のデザインをしようとする考え方。

◇要約筆記

話し手の話す内容をつかみ、それを筆記して聴覚障害のある人に伝える。

大きな会議等においては、以前は手書きした原稿をOHP(オーバー・ヘッド・プロジェクター)でスクリーンに投影していたが、近年ではパソコンを使用して作成した画面をプロジェクターで投影する方法も用いられている。

また、個人への要約筆記では、隣で手書きした文字を見せるノートテイクが用いられる。

ら行

◇ライフサポートファイル

障害のある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることでできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。

◇療育支援コーディネーター

在宅の重症心身障害の状態にある子ども、知的障害、身体障害や発達障害のある子ども等が、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、その相談に応じて支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する役割を担う。

◇療育手帳

知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事、指定都市市長等が交付する手帳。

障害程度	障害程度の基準
㊦	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
Aの1	知能指数がおおむね21以上35以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
Aの2	知能指数がおおむね36以上50以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
Bの1	上記以外の者で、知能指数がおおむね36以上50以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者
Bの2	知能指数がおおむね51以上75程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者

※障害者相談センターにおける㊦の取扱いは下表による

㊦の1	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者
㊦の2	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㊦の1以外の者

◇レスパイト

障害のある人の家族を一時的に障害のある人の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを癒やし、休息できるようにすること。

◇朗読奉仕員

所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障害のある人のために声の図書(録音テープ)の作成や対面朗読などをする。

千葉県障害者施策推進協議会 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職名等
朝倉 潤一	千葉県自閉症協会副会長
荒井 隆一	千葉県グループホーム等連絡協議会事務局
荒木 誠	千葉県歯科医師会理事
◎石田 路子	名古屋学芸大学看護学部客員教授・名誉教授
伊藤 寛	千葉県議会議員(健康福祉常任委員会委員長)
伊豫 雅臣	千葉大学大学院医学研究院精神医学教授
岩野 明子	千葉県手をつなぐ育成会副会長
植野 圭哉	千葉県聴覚障害者協会理事長
笠井 喜久雄	千葉県市長会(白井市長)
久保田 恵子	千葉県ホームヘルパー協議会副会長
今野 正隆	千葉県視覚障害者福祉協会会長
佐藤 彰一	弁護士 國學院大學法学部教授
里見 吉英	千葉県知的障害者福祉協会会長
橋本 美枝	千葉県精神障害者自立支援事業協会理事
畑中 茂	千葉県精神障害者家族会連合会副理事長
平野 静代	千葉県特別支援学校PTA連合会会長
藤尾 健二	千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会会長
細井 尚人	千葉県医師会理事
馬淵 昌也	千葉県町村会(一宮町長)
○本宮 敏雄	千葉県身体障害者福祉協会理事長
山崎 雄次	千葉県特別支援学校校長 千葉県立矢切特別支援学校校長
横川 文子	千葉県肢体不自由児協会業務執行理事兼事務局長

◎会長 ○副会長

千葉県総合支援協議会(第八次千葉県障害者計画策定推進本部会) 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職名等
会田 肇	千葉県社会福祉協議会地域福祉推進部長
荒井 隆一	ロザリオの聖母会執行役員 ナザレの家あさひ・かとり所長
荒木 誠	千葉県歯科医師会理事
飯田 俊男	佑啓会ふる里学舎部長
伊藤 英樹	ひと・くらしサポートネットちば共同代表 社会福祉士
植野 圭哉	千葉県聴覚障害者協会理事長
蒲田 孝代	東葛総合法律事務所代表弁護士 成年後見センターしぐなるあいず理事長
鎌田 麻子	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会 夕なぎ理事長
亀山 浩	千葉県福祉援護会ローゼンヴィラ藤原式番館ケアスタッフ
唐鎌 和恵	千葉県特別支援学校校長 千葉県立大網白里特別支援学校校長
木下 静男	日本オストミー協会千葉県支部支部長
桑田 良子	千葉県基幹相談支援センター連絡会事務局 千葉県相談支援事業協会理事
小林 勉	菜の花会理事長 千葉県知的障害者福祉協会副会長
○澁川 彰子	千葉県手をつなぐ育成会副会長
澁澤 茂	長生ひなた所長 こどものひなた所長
◎白井 正和	東総権利擁護ネットワーク副理事長 ロザリオの聖母会理事
新福 麻由美	桐友学園施設長
竹蓋 伸六	千葉県自閉症協会副会長 香取市社会福祉協議会会長
長野 国裕	大多喜町健康福祉課長
根本 敦	千葉県特別支援学級・通級指導教室設置校校長会会長 芝山町立芝山小学校校長
藤尾 健二	千葉障害者就業支援キャリアセンター、 障害者就業・生活支援センター、センター長 千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会会長
宮澤 敏幸	流山市健康福祉部次長兼障害者支援課長

氏名	役職名等
吉田 浩滋	千葉県言語聴覚士会副会長
渡邊 博幸	千葉県精神保健福祉協議会常任理事 千葉大学社会精神保健教育研究センター特任教授

◎会長 ○副会長

千葉県総合支援協議会(第八次千葉県障害者計画策定推進本部会)

入所・地域生活支援専門部会 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職名等
会田 肇	千葉県社会福祉協議会地域福祉推進部長
荒井 隆一	ロザリオの聖母会執行役員 ナザレの家あさひ・かとり所長
五十嵐 孝子	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会委員
岩崎 淳	障害者グループホーム等支援ワーカー部会長
岩野 明子	千葉県手をつなぐ育成会副会長
内山 澄子	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会会長
倉田 知典	千葉県生涯学習指導者
小林 勉	菜の花会理事長 千葉県知的障害者福祉協会副会長
○千日 清	大久保学園理事長 千葉県知的障害者福祉協会副会長・事務局長
津石 隆吉	千葉県身体障害者福祉協会常務理事 君津リバーズ協会会長
松橋 達也	ふる里学舎蔵波施設長 ふる里学舎地域生活支援センターセンター長
宮澤 敏幸	流山市健康福祉部次長兼障害者支援課長
矢作 貞代	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会副会長
山崎 潤子	緑が丘訪問看護ステーション所長 千葉県訪問看護ステーション協会会長
◎吉田 浩滋	千葉県言語聴覚士会副会長

◎部会長 ○副部会長

精神障害者地域生活支援専門部会 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職名等
浅井 禎之	静和会浅井病院理事長 千葉県精神科病院協会理事
有澤 佳彦	浦安市福祉部障がい事業課課長
飯ヶ谷 徹平	千葉県精神障害者自立支援事業協会副理事長 フラット理事
○岡田 まゆみ	三芳野会統括施設長
鎌田 麻子	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会 夕なぎ理事長
桑田 良子	千葉県基幹相談支援センター連絡会事務局 千葉県作業療法士会代議員
千葉 正美	おんだグループホームピアサポート専門員生活支援員
西村 拓士	障害者就業・生活支援センターいちされんセンター長
畑中 茂	千葉県精神障害者家族会連合会副理事長
深見 悟郎	千葉県総合救急災害医療センター精神科救急医療担当病院長
堀池 恵美	千葉県精神保健福祉士協会副会長
山崎 修治	日本精神科看護協会千葉県支部役員
吉田 健一	千葉県ピアナッツ.net代表者
◎渡邊 博幸	千葉県精神保健福祉協議会常任理事 千葉大学社会精神保健教育研究センター特任教授

◎部会長 ○副部会長

権利擁護専門部会 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職名等
飯ヶ谷 徹平	千葉県精神保健福祉協議会常任理事 フラット理事
五十嵐 正人	生活ホーム小島屋責任者 千葉県知的障害者福祉協会地域支援部会副会長
市川 朋未	心聖会こいけ障害者支援センター施設長
植野 圭哉	千葉県聴覚障害者協会理事長
◎蒲田 孝代	東葛総合法律事務所代表弁護士 成年後見センターしぐなるあいず理事長
児島 禎文	千葉労働局雇用環境・均等室室長補佐
小林 正継	くちなし障害者支援施設セルフ・ガーデンハウス施設長
今野 正隆	千葉県視覚障害者福祉協会会長
佐久間 水月	千葉県弁護士会弁護士 千葉県知的障害者福祉協会監事
○澁澤 茂	中核地域生活支援センター長生ひなた所長 児童家庭支援センターこどものひなた所長
白井 正和	ロザリオの聖母会理事 東総権利擁護ネットワーク副理事長
高木 淳佳	木更津市社会福祉協議会事務局長
角田 義規	ちば高次脳機能障害者と家族の会世話人
露崎 耕平	全国脊髄損傷者連合会千葉県支部支部長 全国脊髄損傷者連合会本部関東甲信越ブロック担当理事
鶴岡 裕太	障害者就業・生活支援センターピア宮敷主任就業支援員
中原 真乃	市原市保健福祉部障がい者支援課課長
滑川 里美	千葉県権利擁護支援ネットワーク理事 滑川里美社会福祉士事務所所長
村山 園	千葉県手をつなぐ育成会副会長 千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員長
矢作 貞代	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会副会長
吉井 稔	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会副会長 中核地域生活支援センターさんネットセンター長
吉留 亨	司法書士

◎会長 ○副会長

療育支援専門部会 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職名等
石井 光子	千葉県千葉リハビリテーションセンター愛育園長
小澤 啓洋	開拓常務理事
加藤 亜矢	てとて代表取締役
嘉門 邦岳	千葉県作業療法士会こども連携委員長
佐川 桂子	植草学園大学教授
◎新福 麻由美	桐友学園施設長
鈴木 直人	白井市立白井第三小学校校長
鈴木 美智子	千葉県看護協会常任理事
高山 典子	千葉県立松戸特別支援学校校長
○田熊 立	千葉県発達障害者支援センター副センター長
竹内 耕	生活クラブ風の村重心通所さくら所長
田中 鈴子	千葉県重症心身障害児(者)を守る会会長
田邊 良	千葉県千葉リハビリテーションセンター第一小児神経科部長
谷口 由紀子	淑徳大学看護栄養学部助教
服部 明子	千葉県保育協議会副会長
保坂 栄美	たからばこ代表理事
前本 達男	児童発達支援センター匝瑳市マザーズホーム嘱託医
三川 瑞子	千葉県自閉症協会理事
三田 茂男	銚子児童相談所長
宮田 元	全千葉県私立幼稚園連合会総務委員長
吉田 浩滋	千葉県言語聴覚士会副会長
吉野 眞里子	にじと風福祉会理事長 (千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会)

◎部会長 ○副部会長

相談支援専門部会 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職名等
朝比奈 ミカ	千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク会長 一路会市川市生活サポートセンターそら主任相談支援員
◎飯田 俊男	佑啓会部長
伊藤 佳世子	千葉県相談支援事業協会理事 りべるたす理事長
大戸 優子	ききょう会 中核地域生活支援センターいちほら福祉ネット所長
小川 美由紀	九十九里ホーム 匝瑳市障害者基幹相談支援センターセンター長
佐藤 郁夫	千葉県身体障害者福祉事業団 千葉県千葉リハビリテーションセンター小児入退院支援室長
鈴木 美智子	千葉県看護協会常任理事
館山 聡	菜の花会 千葉県発達障害者支援センターセンター長
○田中 哲	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会副会長 恵泉福祉会障害福祉サービス多機能型事業所マナの家施設長
民内 順子	太陽会しあわせの里施設長
辻内 沙由里	千葉県基幹相談支援センター連絡会副会長 ロザリオの聖母会 香取障害者支援センターセンター長
藪野 幸代	我孫子市健康福祉部障害者支援課相談係長
山岡 功平	ワナーホーム 山武郡市障がい者基幹相談支援センターセンター長
山崎 みどり	いずみ会相談支援センター晴副センター長

◎部会長 ○副部会長

就労支援専門部会 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職名等
飯田 厚則	千葉データセンター取締役業務部長
大島 みどり	NECST ユースキャリアセンターフラッグ施設長
緒方 昭一郎	高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉支部千葉障害者職業センター所長
緒方 ともみ	千葉県障害者就労事業振興センターセンター長
小澤 啓洋	光明会常務理事
熊木 正嗣	グッドライフ代表取締役
齋藤 由利佳	千葉労働局職業安定部職業対策課地方障害者雇用担当官
舘山 聡	千葉県発達障害者支援センターセンター長
辻内 理章	ロザリオの聖母会東総就業センターセンター長
○中村 輝彦	まごころ理事長
◎藤尾 健二	千葉障害者就業支援キャリアセンターセンター長
細川 雅彦	千葉県立栄特別支援学校校長
松田 武丈	サンワーク管理者
山口 喜男	佑啓会ふるさと学舎和田浦施設長
山田 善一	つどい理事長

◎部会長 ○副部会長

第八次千葉県障害者計画の策定に係る意見聴取

計画策定の参考のため、以下団体及び県内市町村自立支援協議会から御意見をいただきました。

団体種別	団体名	
障害者団体	千葉県身体障害者福祉協会	千葉県手をつなぐ育成会
	千葉県身体障害者施設協議会	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会
	千葉県視覚障害者福祉協会	千葉県自閉症協会
	千葉県聴覚障害者協会	千葉県自閉症協会willクラブ
	千葉県中途失聴者・難聴者協会	千葉県精神障害者家族会連合会
	千葉盲ろう者友の会	ちば高次脳機能障害者と家族の会
	全国脊髄損傷者連合会千葉県支部	NECST
	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	千葉県ピアナッツ.net
	千葉県肢体不自由児者父母の会連合会	千葉県特別支援学校PTA連合会
	日本オストミー協会千葉県支部	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会
	日本ALS協会千葉県支部	
事業者団体等	千葉県肢体不自由児協会	千葉県歯科医師会
	千葉県重症心身障害連絡協議会	千葉県看護協会
	千葉県知的障害者福祉協会	千葉県作業療法士会
	千葉県発達障害者支援センター	千葉県言語聴覚士会
	千葉県医療的ケア児等支援センター	千葉県ホームヘルパー協議会
	千葉県基幹相談支援センター連絡会	千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会
	千葉県精神科病院協会	千葉県障がい者スポーツ協会
	千葉県精神神経科診療所協会	千葉県特別支援学校長会
	千葉県精神保健福祉士協会	千葉県特例子会社連絡会
	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	千葉県グループホーム等連絡協議会
	千葉県精神障害者自立支援事業協会	千葉県社会就労センター協議会
千葉県精神保健福祉協議会	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	
千葉県医師会	生活サポート千葉	

第八次千葉県障害者計画 審議経過(令和5年度)

1. 千葉県障害者施策推進協議会

回数	開催日	主な議題
1	12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第七次千葉県障害者計画の進捗状況について ・第八次千葉県障害者計画の素案について
2	3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第八次千葉県障害者計画(案)について ・令和6年度重点事業について

2. 千葉県総合支援協議会(第八次千葉県障害者計画策定推進本部会)

回数	開催日	主な議題
1	6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第八次千葉県障害者計画の策定について
2	9月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・第七次千葉県障害者計画の進捗状況について ・第八次千葉県障害者計画の骨子案について
3	12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第七次千葉県障害者計画の進捗状況について ・第八次千葉県障害者計画の素案について
4	3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第八次千葉県障害者計画(案)について ・令和6年度重点事業について

3. 専門部会

(1) 入所・地域生活支援専門部会

回数	開催日	主な議題
1	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第七次千葉県障害者計画の進捗状況について ・第八次千葉県障害者計画各分野の骨子案について
2	10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第七次千葉県障害者計画の進捗状況について ・第八次千葉県障害者計画の素案について
3	11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・第八次千葉県障害者計画の素案について

(2) 精神障害者地域生活支援専門部会

回数	開催日	主な議題
1	7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第七次千葉県障害者計画の進捗について ・第八次千葉県障害者計画の骨子案の作成について
2	10月27日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・第八次千葉県障害者計画の素案について
3	11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・第八次千葉県障害者計画素案について ・千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院ロゴマークについて

(3) 権利擁護専門部会

回数	開催日	主な議題
1	8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第七次千葉県障害者計画の進捗状況について ・第八次千葉県障害者計画の骨子案について ・障害者虐待通報等の状況について ・令和5年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について ・地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について ・障害者差別に関する相談の受付状況について
2	10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第八次千葉県障害者計画の素案について
3	11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第八次千葉県障害者計画の素案について ・使用者による障害者虐待の状況について

(4)療育支援専門部会

回数	開催日	主な議題
1	7月27日	<ul style="list-style-type: none">・第七次千葉県障害者計画の進捗状況について・千葉県障害児等療育支援事業について・千葉県医療的ケア児等支援センター(ぼらりす)について・第八次千葉県障害者計画骨子案について
2	11月8日	<ul style="list-style-type: none">・第七次千葉県障害者計画の進捗状況について・第八次千葉県障害者計画の素案について
3	12月6日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none">・第八次千葉県障害者計画の素案について

(5)相談支援専門部会

回数	開催日	主な議題
1	8月9日	<ul style="list-style-type: none">・第七次千葉県障害者計画の進捗状況について・第八次千葉県障害者計画の骨子案について
2	10月24日	<ul style="list-style-type: none">・第七次千葉県障害者計画の進捗状況について・第八次千葉県障害者計画の素案について・基幹相談支援センターに対する調査の結果について
3	12月4日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none">・第八次千葉県障害者計画の素案について

(6)就労支援専門部会

回数	開催日	主な議題
1	8月9日	<ul style="list-style-type: none">・第七次千葉県障害者計画の進捗状況について・第八次千葉県障害者計画の骨子案について
2	11月6日	<ul style="list-style-type: none">・第七次千葉県障害者計画の進捗について・第八次千葉県障害者計画の素案について
3	12月7日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none">・第八次千葉県障害者計画の素案について

本書に掲載した作品の御紹介

本書の作成にあたり、内閣府と千葉県が共催した「障害者週間のポスター」の応募作品のうち、令和3年度から令和5年度までの入賞者の作品を掲載させていただきました。

なお、学校・学年は応募当時のものになります。

◇令和3年度受賞作品◇

部門	賞	氏名	学校・学年	頁
小学生	千葉県知事最優秀賞	土屋 昊輝	いすみ市立東海小学校 6年	129
小学生	千葉県知事優秀賞	飯塚 まこと	成田高等学校附属小学校 4年	122
小学生	千葉県身体障害者福祉協会 理事長賞	藤原 麻椰	成田高等学校附属小学校 2年	40
中学生	千葉県知事最優秀賞	石田 結梨	市川市立第三中学校 2年	表紙

◆令和4年度受賞作品◆

部門	賞	氏名	学校・学年	頁
小学生	千葉県知事最優秀賞	古川 晶菜	筑波大学附属聴覚特別支援学校 6年	159
小学生	千葉県知事優秀賞	飯塚 まこと	成田高等学校附属小学校 5年	152
小学生	千葉県身体障害者福祉協会 理事長賞	遠藤 夢也	成田高等学校附属小学校 4年	79

◇令和5年度受賞作品◇

部門	賞	氏名	学校・学年	頁
小学生	千葉県知事最優秀賞	竹中 来瞳	習志野市立谷津南小学校 6年	100
小学生	千葉県知事優秀賞	山本 総司	習志野市立谷津南小学校 6年	196
小学生	千葉県身体障害者福祉協会 理事長賞	唯 世理奈	成田高等学校附属小学校 6年	64